

令和4年度 第1回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日時：令和4年10月24日（月）午後3時00分開会～午後4時40分閉会

場所：氷上住民センター 大会議室

出席者委員：森秀樹会長、金川方子委員、高畑豊代子委員、十倉善隆委員、藪猛委員、細田哲子委員、増南文子委員、村上幸子委員

欠席者委員：山本育男委員、近藤泰三委員、亀井剛委員、瀬尾せつ子委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、人権推進係長兼隣保館係長、人権啓発センター職員

傍聴人：なし

議事：（1）性的マイノリティの人権に関する取組について
（2）丹波市パートナーシップ宣誓制度の導入について

資料：【資料1】丹波市人権行政推進審議会委員名簿

【資料2】丹波市人権行政推進審議会条例

【資料3】性的マイノリティの人権に関する取組について

【資料4】パートナーシップ宣誓制度の導入状況について

【資料5】丹波市パートナーシップ宣誓制度（骨子案）

【資料6】制度に関するQ&A

【参考資料】①人権教育啓発推進センターリーフレット

②LGBT等性的少数者の人権 兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会作成リーフレット及び参考関連新聞記事

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・委員12名中8名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）
- ・資料の確認

2 委嘱書の交付

- ・十倉善隆委員
- ・近藤泰三委員

3 あいさつ

会長あいさつ

本日は、それぞれにご多用の中、丹波市人権行政推進審議会にご出席をいただきお礼申し上げます。

昨年度委員の皆様にご協力いただき、第3次丹波市人権施策基本方針の策定において無事市長に答申できたことを改めて感謝する。とはいえ、策定して終わりではなく、基本方針が実を結ぶように見守っていく必要がある。市の人権施策が着実に実施されているか、新たな問題が発生していないか等、いろいろな課題が考えられるが、本年度以降、基本方針が実を結ぶように見守り育てて行き、実のあるものにする事がこの審議会の役割だと思う。委員の皆様には引き続きお世話になるがよろしくお願ひ申し上げます。

4 職務代理者の指名

会長

職務代理者の選出であるが、前任の足立職務代理者が退任され、条例第4条第3項では、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する」となっており、職務代理者の指名をする。

人権教育・啓発の推進や人権文化の創造を図ることを目的に活動されておられる「丹波市人権・同和教育協議会」の近藤泰三委員に職務代理者をお願いしたいと思うのでよろしく願いする。

5 自己紹介

・委員自己紹介

・職員紹介

部長あいさつ

令和4年度より、この審議会を所管するまちづくり部の部長を務めている井尻宏幸と申す。よろしく願い申し上げます。本日は、それぞれにご多用の中、丹波市人権行政推進審議会にご出席をいただきお礼を申し上げます。

先ほど会長からも話があったが、令和2年度から3年度にかけて、一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現を基本理念とする第3次丹波市人権施策基本方針の策定をお世話になった。その基本方針の中で、性的マイノリティに寄り添った支援体制づくりと、性的マイノリティの人権啓発、人権教育に取り組むこととしているところである。

国内においても同姓カップルの方などにおいて、当たり前の暮らし、自分らしく幸せに生活できることを目的に、パートナー関係であることを証明するパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が増えてきている、本日の会議では、性的マイノリティの人権に関する取組、そして丹波市パートナーシップ宣誓制度の導入について、委員の皆様から、それぞれのお立場で、忌憚のない意見をいただき、ご審議いただくようお願い申し上げます。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

6 議事

(1) 性的マイノリティの人権に関する取組について

事務局より【資料3】性的マイノリティの人権に関する取組について【資料4】パートナーシップ宣誓制度の導入状況について基づき説明

【意見要旨】

委員

日本の社会の中には、性による生き方を強制するなど性に関して根強い決めつけがあると思う。性的マイノリティの方が声を上げて初めて気付かされることがあり、そのほとんどが見えない。それは、大多数の価値観の中には無かったもので、当事者にとってカミングアウトなど現状の社会の中で行うことは難しく、ずっと我慢を強いられていた人権の問題だと思う。それに対し丹波市が他の市町村と共に一歩進んで、性的マイノリティの方の人権に対する取組を進めようとして

いるのはすごく大事なことだと思う。市の基本方針の中に性的マイノリティの方の人権を守っていくという姿勢が強く見てとれる。支援についての具体的施策は、これから明確にしていく段階でこれからの重要であると思う。

会長

具体的な施策という話が出たが、一方で性的マイノリティに対する差別という方向に関して言えば、差別しないという啓発面での取組が一方であるわけだが、もう一つ性的マイノリティの方々が実際に困っている事や、何かニーズみたいなものがあるのか、調査は難しいかもしれないが市の方で事例を聞いていることがあれば教えてほしい。

事務局

いわゆる当事者の方からは人権啓発センターとしては、まだ伺っていない状況である。そういったところも踏まえて、パートナーシップ宣誓制度あるいは、性的マイノリティの取組みを進めていく中で、パブリックコメントという形で、当事者の方であったり、支援される方も含めていろんな方の意見が聞ける機会は考えていきたい。

委員

市民意識調査のデータ結果から見ると、性的マイノリティの認知度は50代から70代へと年齢層が上がるにつれて低くなっている数値が出ている。自治会単位での人権学習会でもようやく女性や障がい者の人権というテーマが入ってきた。まだまだLGBTに関する学習会は手薄であり、話をしても何かきょとんとされて違和感があるので、あまり強くは言っていないが、学習する機会が増えることによって理解は深まる。本当の生きづらさは当事者でないと分からないかもしれないが、理解することは可能だと考えている。そのためには、学習をする機会を増やしてほしいと思うのだが、残念なことに自治会の人権学習会の執行役員は認知度の低い60代70代である。難しいかと思いつつも勇気を持って学習テーマとして採り入れてもらえるよう意見は言いたいと考えているところです。

12月に開催される人権のつどいや、夏に実施した丹波市地区大会もこのテーマであり、少しずつ前に進んでいる。参加メンバーが固定しているので波及効果は少ないが、地域の中で委員である私たちも努力する必要があると考えるので、積極的に声を上げていくことが重要であると思う。

会長

各自治会での人権学習会で、LGBTを取り扱った人権啓発DVD等を積極的に推薦するなどの情報を提供していただければ、学習会もやり易くなると思う。年代によって認知度が違うというのは大きな問題で、やはり当事者の方にとってみれば、家族が一番初めの壁だという事をよく聞く。子供の側からは、親が愛情をもっているんな期待をしている中で、親の期待に反するのではないかと思ひなかなか言い出せない。友達には言えたとしても、最後まで家族にはなかなか伝えることができない。一番分かってほしい人に分かってもらえなくて辛いという話があるので、是非、子育て世代、思春期や結婚を迎える世代の親に一番勉強してもらいたい、言葉を知ってもらいたい。実態を知ってもらえばそんな不思議なことでもないという様なことだと思うので、人権学習会での取組がすごく大事になると考える。

(2) 丹波市パートナーシップ宣誓制度の導入について

事務局より【資料5】丹波市パートナーシップ宣誓制度の導入について【資料6】制度に関するQ&Aに基づき説明

委員

Q7の「事実婚の方も宣誓できますか。」についてもう少し詳しく説明いただきたい。何が問題になっているのか良く分からない。

事務局

異性愛のみの事実婚とは趣旨が異なるという事を述べている。兩人とも性的マイノリティではなく婚姻届を出さずに事実婚で生活を送っているカップルの方は、このパートナーシップ宣誓制度の対象にはならないと考えている。

委員

双方が性的マイノリティでなければならないという訳ではないですよ。

事務局

例えば戸籍上の性が女性であるが性自認が男性である人と、戸籍上の性と性自認が男性のカップルの場合、法律婚つまり婚姻届は出せるが、二人の意思で婚姻届は出さない場合、このパートナーシップ宣誓制度の対象となる。

委員

パートナーシップ宣誓制度は、税の扶養控除や健康保険の被扶養者、相続権等には影響が無いということか。

事務局

おっしゃる通りで法的効力は無い。

委員

パートナーシップ宣誓制度はいいことだが、進めて行くうえで、市民の理解、実際に一緒に生活していく周囲の理解をきちんと正しく進める。若い世代はいろいろと教育を受け勉強している様だが、アンケート結果のように高い世代になるほど理解度が低いというあたりで、それぞれの自治会での住民人権学習の中で、そういったところを十分に皆さんが理解して一緒に良い社会をつくっていくということがやはり一番大切なことだと思う。

それともう一点、相談の窓口であるが、今後いろんな方がいろんな部署に来庁され、質問や相談された際に、対応する職員も、市民と同じように学習の場をもつていただき広く理解されることをお願いしたい。

会長

相談窓口については独自のものを検討するとあったので、今後設置されると思う。当事者との

ファーストコンタクトの時にきちんとした窓口対応ができる職員が必要だと思うのでよろしくお願ひしたい。

委員

パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とは違い法的な権利の付与を伴うものではないが、市営住宅の申込要件で配偶者と同様に扱うことなどは、具体的にパートナーが望む一步進んだ権利の獲得だと思う。病院の手術時の同意など命にかかわる時にすぐ横で寄り添えるような当事者にとって一番良い枠の広げ方、施策の拡大を一緒にやってもらいたいとすごく思う。

会長

この制度は宣誓したことを市が受領することでしかないが、パートナーの方が困っていることがあれば、市の裁量でできる例えば市営住宅の入居を認めるなど、市が最初に名乗りを上げてサポーターになっていく。そして、携帯電話の家族割りや医療の同意など民間でも支援の輪が広がり、応援をできる人が増えていく出発点になるのではと思っている。

宣誓することにより、社会の中で一定限認めてもらえるということを示すことにもなり、本人にとっても生きやすくなるのかなという気はするので、サービスが目的ではないが、事業所とも連携していけるような形にしていけるとありがたいと思う。

それともう一点、資料5の2.制度の目的の「宣誓」の箇所であるが、市長に対して誓うのか。そうすると、市長が宣誓の証人になるような印象があるがそのような意図か。宣誓書を出すのは市長だからという意図か。受領証を出す以上、文言として「市長に対して」が必要になるという理解でよいのか。

委員

どこにどうして誰に誓うのか、文章としてすんなり入ってこない。教会で市長の前で宣誓する結婚式のようなイメージが湧いてしまう。

委員

市がカップルであることを認めるという制度ですよね。

事務局

パートナー関係を認めるのではなく、宣誓された事実を市長が受領するという考えである。結婚式のように公然と市長が手渡しするようなイメージは想定していない。当事者の希望があれば、個室での対応も可能としている。

委員

結婚式のようなイメージが湧いてしまうので、あくまで手続きの書類であるという事を記し、パートナーシップの宣誓書を提出し、それに対して市長が受領しその証明を交付するというような表現の方がいいのでは。

事務局

記載について検討する。

委員

「5.その他」に、「当事者の声を聞く。」「専門家からヒアリングを行い参考に事業を進めて行く。」の2点を記載されればよいと思う。当事者がどんなことに困っているのか、生活しづらさは何なのか周りが気付いてないことが沢山あるので。

会長

今、おっしゃたことは宣誓するしないに関わらず、当事者の方にとっては重要なことだと思うので、資料5に記載しても良いし、議事1の丹波市の取組の中で、窓口を充実させる、専門家と繋げる仕組みを作っていく、というようなことを記載してもどちらでもよいと思う。資料5に書くのであれば、困ったことが発生した場合には丹波市として全力で相談サポートにのりますということはかけるのかなと思う。

実際は、宣誓者の数は少ないかもしれないが市がパートナーシップ宣誓制度導入に取り組んでいることが重要で、場合によっては事業所も動いていくだろうし、市の内部で、各担当部署と協議することにより職員の意識向上にも繋がるすごく貴重な取り組みであると思っている。

7 その他

事務局

1点目、様々なご意見をいただいた。本日いただいた内容も踏まえ、パートナーシップ宣誓制度、また性的マイノリティの人権について啓発・教育する取組を進めてまいりたいと考えている。宣誓制度につきましては、先ほど説明したとおり、パブリックコメントなども通し、広く意見をいただきながら進め、令和5年度開始を目途に、進めていきたいと考えている。

2点目、本審議会の今後の予定について、年度内に第2回の開催の予定をしている。人権施策の内容についてご意見をいただくことになろうかと思うが、詳細につきましては、会長とも相談しながら進めてまいりたいと考えている。時期は、改めてご連絡をさせていただく。

最後、3点目、本日机上に配布している12月4日開催の「人権のつどい」の開催チラシをご覧いただきたい。今年度のゲストスピーカーは、歌手の「悠以」さんである。悠以さんのプロフィールにもあるとおり、男性として生まれましたが、身体の性と心の性の違いに悩まれ、性同一性障害の診断を受けられ、今はお名前も改名され、シンガーソングライターとして活動されている、トランスジェンダーの方である。悠以さんの生きてこられた道の、苦悩や葛藤、そして今のお気持ちについて、お話していただくことになっているので、ぜひ、委員の皆さんも、お越しいただければと思う。

以上、よろしく願います。

委員

他県では高校受験の際、受験票に性別欄を無しにしていると聞いたことがある。県内でそういった取扱いをしている学校があるのかを、もし可能ならば情報提供お願いしたい。

8 閉会

会長

他にないようであれば、本日予定の議事はこれで終了した。これをもって閉会とする。